

議案第 30 号

平成 19 年度大和市教育費補正予算案について

平成 19 年度大和市教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 19 年 11 月 19 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

平成19年度12月補正予算(案)

歳出

款 項 目 (事業名)	当初予算額	予算現額	補正額	補正後	備 考
10-2 小学校費	1,714,682	1,714,682	37,758	1,752,440	
3 学校建設費	790,107	790,107	37,758	827,865	
06 大野原小学校プレハブ設置事業	0	0	37,758	37,758	大野原小学校において、児童数の増加が見込まれることからプレハブ教室を増設するための増額補正です。
10-3 中学校費	3,815,736	3,815,736	0	3,815,736	
3 学校建設費	3,281,930	3,281,930	0	3,281,930	
01 中学校大規模改修事業	198,112	198,112	0	198,112	光丘中学校建替事業において、旧校舎の受変電設備(キュービクル)を撤去し、下福田中学校へ移設するものです。平成20年度4月に工事を予定していましたが、光丘中学校旧校舎解体等工事が早まったことから、債務負担行為を設定するものです。

議案第 31 号

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例案の意見聴取について

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 19 年 11 月 19 日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

議案第 3 2 号

大和市放課後児童クラブ事業条例について

大和市放課後児童クラブ事業条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 1 9 年 1 1 月 1 9 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

案第 号

大和市放課後児童クラブ事業条例について
大和市放課後児童クラブ事業条例を次のように定める。

平成19年11月27日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、放課後の児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブの実施について必要な事項を定めたい必要による。

大和市放課後児童クラブ事業条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の規定に基づき、放課後の児童の健全な育成を図るため、本市が開設する放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 児童クラブ事業は、児童の健全な育成を図る上で適切な場所で行うものとし、その内容は次のとおりとする。

(1) 生活の指導 集団生活を通じた日常生活習慣、しつけ等の指導

(2) 余暇の指導 遊び等を通じた自主性、社会性、創造性等の指導

(対象児童及び入会申請)

第3条 児童クラブに入会できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、小学校の第1学年から第3学年までに就学している児童

(2) 保護者の就労、疾病その他の理由により、放課後等に家庭において健全な育成を受けられない児童

2 児童クラブに入会を希望する児童の保護者は、事前に入会申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより、小学校の第4学年以上の児童（同項第2号に該当する児童に限る。）を児童クラブに入会させることができる。

(入会の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、児童クラブに入会することができない。

(1) 集団における指導が困難と認められる児童

(2) 前号に定めるもののほか、市長が児童クラブの運営上支障があると認める児童

(休業日)

第5条 児童クラブの休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別な理由があると認めるときは、別に休業日を定めることができる。

(育成時間)

第6条 児童クラブの育成時間は、午後1時から午後7時までとする。ただし、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年大和市教育委員会規則第4号)第3条に規定する休業日(前条に定める児童クラブの休業日を除く。)の育成時間は、午前8時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、小学校の授業の終了時刻に応じて育成時間を臨時に変更することができる。

3 前項に定めるもののほか、市長は、特別な理由があると認めるときは、育成時間を変更することができる。

(育成料)

第7条 児童クラブにおける健全な育成に必要な費用(以下「育成料」という。)は、児童1人につき月額6,300円とする。

2 入会している児童の保護者は、その月分の育成料を毎月末日までに納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、月の途中で入会し、又は退会した児童のその月分の育成料については、市長が別に定める。

(育成料の減免)

第8条 市長は、入会している児童の保護者が育成料を納付できない特別な事情があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(入会承認の取消し)

第9条 市長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入会の承認を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 育成料を、3月以上にわたり滞納したとき。

(4) 入会の申請手続等において虚偽又は不正があったとき。

(退会の届出)

第10条 児童クラブからの退会を希望する児童の保護者は、あらかじめ、市長にその

旨を届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 入会申請書の受付その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

議案第 33 号

大和市児童館の指定管理者の指定について

大和市児童館の指定管理者の指定について、審議願いたく提案する。

平成 19 年 11 月 19 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

議案第 号

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する大和市子安児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので 議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市子安児童館
- 2 指定管理者の名称 大和市子安児童館管理運営委員会
- 3 指 定 期 間 平成20年4月1日から平成23年3月31日

平成19年11月27日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市子安児童館の指定管理者を指定したい必要による。

施設の名称	指定管理者の候補者	指定の期間
(単独館) 大和市子安児童館	大和市子安児童館 管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
(単独館) 大和市上和田東児童館	大和市上和田東児童館 管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市公所児童館	大和市コミュニティセンター 公所会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市中心林間児童館	大和市コミュニティセンター 中央林間会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市緑野児童館	大和市コミュニティセンター 緑野会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市下鶴間児童館	大和市コミュニティセンター 下鶴間会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市南林間児童館	大和市コミュニティセンター 南林間会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市鶴間児童館	大和市コミュニティセンター 鶴間会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市西鶴間児童館	大和市コミュニティセンター 西鶴間会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市上草柳児童館	大和市コミュニティセンター 上草柳会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市深見北児童館	大和市コミュニティセンター 深見北会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市深見中児童館	大和市コミュニティセンター 深見中会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市桜森児童館	大和市コミュニティセンター 桜森会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市草柳児童館	大和市コミュニティセンター 草柳会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市深見南児童館	大和市コミュニティセンター 深見南会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市下草柳児童館	大和市コミュニティセンター 下草柳会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市柳橋児童館	大和市コミュニティセンター 柳橋会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市桜丘児童館	大和市コミュニティセンター 桜丘会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市福田児童館	大和市コミュニティセンター 福田会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市上和田西児童館	大和市コミュニティセンター 上和田会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市下福田児童館	大和市コミュニティセンター 下福田会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間
大和市下和田児童館	大和市コミュニティセンター 下和田会館管理運営委員会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで 3年間

議案第79号

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例について

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年11月27日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、行政組織を改正したい必要による。

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例

大和市事務分掌条例(昭和42年大和市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び事務所(以下「部等」という。)を設ける。

- (1) 総務部
- (2) 企画部
- (3) 財務部
- (4) 危機管理部
- (5) 市民経済部
- (6) 文化推進部
- (7) 環境部
- (8) 福祉部
- (9) 健康推進部
- (10) こども部
- (11) 街づくり計画部
- (12) 都市施設部
- (13) 渋谷土地区画整理事務所
- (14) 市立病院

2 前項各号に掲げる部等に属する事務以外の事務を処理するため、市長室を置く。

(事務分掌)

第2条 部等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総務部
 - ア 議会、文書、例規及び統計に関する事項
 - イ 情報公開及び個人情報の保護に関する事項
 - ウ 職員の人事、研修及び福利厚生に関する事項
 - エ 財産に関する事項
 - オ 土地対策に関する事項

カ 大和市土地開発公社との連絡調整に関する事項

キ 建築に関する事項

(2) 企画部

ア 企画及び調整に関する事項

イ 事務管理に関する事項

ウ 情報政策及び電子計算業務に関する事項

(3) 財務部

ア 財政に関する事項

イ 契約、用度及び工事の検査に関する事項

ウ 市税及び県民税の賦課に関する事項

エ 市税、県民税等の徴収に関する事項

(4) 危機管理部

ア 危機管理の総合調整に関する事項

イ 防災対策に関する事項

ウ 防犯及び交通安全対策に関する事項

(5) 市民経済部

ア 市民活動に関する事項

イ 相談及び消費生活に関する事項

ウ 戸籍、住民の記録その他の住民異動に関する事項

エ 農政に関する事項

オ 商業、工業、労政及び計量に関する事項

(6) 文化推進部

ア 文化に関する事項

イ 国際化に関する事項

ウ 男女共同参画及び人権に関する事項

エ 生涯学習に関する事項

オ イベントの創出に関する事項

カ 観光に関する事項

(7) 環境部

ア 廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する事項

イ 環境対策及び公害対策に関する事項

(8) 福祉部

社会福祉に関する事項

(9) 健康推進部

ア 保健及び健康増進に関する事項

イ 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者保険に関する事項

ウ 介護保険に関する事項

エ スポーツに関する事項

(10) こども部

ア 子育て支援に関する事項

イ 青少年に関する事項

(11) 街づくり計画部

ア 都市計画に関する事項

イ 住宅に関する事項

ウ 開発及び建築指導に関する事項

エ 再開発事業及び土地区画整理事業に関する事項

(12) 都市施設部

ア 道路に関する事項

イ 下水に関する事項

ウ 公園及び緑地に関する事項

エ 河川に関する事項

(13) 渋谷土地区画整理事務所

渋谷土地区画整理事業に関する事項

(14) 市立病院

病院事業に関する事項

2 市長室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 秘書に関する事項

(2) 広報及び広聴に関する事項

(3) 基地に関する事項

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。